

# 滑川町早期不妊治療費助成事業のご案内

滑川町では、赤ちゃんを望まれるご夫婦に対して、指定医療機関で実施した「特定不妊治療」の初回費用の一部を助成します。

## 対象となる方

埼玉県不妊治療費助成事業等の初回申請に係る支給決定を受けた夫婦、又は保険診療として実施した生殖医療又は男性不妊治療を初めて行った夫婦で、以下の要件を全て満たす方

- ・ 該当年度の4月1日から3月31日までに終了した特定不妊治療について適応となります。
- ・ 夫婦の双方または一方が滑川町に住民登録のある方（事実婚関係にある者を含む）
- ・ 治療開始時の妻の年齢が35歳未満のご夫婦
- ・ 町民税等（町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税で町に納めるもの（延滞金を含む））を滞納していない方
- ・ 他の地方公共団体から同種の助成を受けていない方

## 助成対象となる不妊治療

- ・ 当該年度に埼玉県（県内指定都市等）不妊治療費助成事業の初回助成の対象（ただし、「埼玉県不妊治療費助成事業実施要綱別表1のC及びF並びに「県内の指定都市等実施要綱別表1のC及びF」の治療を除く」となったもの
- ・ 保険診療として実施した生殖補助医療のうち「体外受精治療」又は「顕微授精治療」及び男性不妊治療のうち「精巣内精子採取術」を含む治療。

## 助成金額及び回数

助成金額は、対象となる治療に要した費用から埼玉県不妊治療費助成事業等による支給決定額を除いた金額、又は治療費用のうち申請者が負担した合計額で、10万円（1,000円未満切捨て）を限度とし、助成回数は1組のご夫婦につき1回限りとなります。

## 申請期限

次に掲げる日のうち、いずれか遅い日までに申請してください。（できるだけ速やかに申請してください。）

1. 助成対象不妊治療の終了日の属する年度の末日まで
2. 当該年度2月1日～3月31日に治療が終了した場合に限り、翌年度5月31日まで
3. 県助成金支給決定通知書の交付を受けた日から60日を経過した日まで

提出書類ほかについては裏面をご覧ください。

## 申請窓口・問い合わせ

滑川町健康づくり課 保健予防担当（滑川町保健センター内）

電話 0493-56-5330

FAX 0493-56-5331

## 提出書類

- ① 滑川町早期不妊治療費助成事業助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 滑川町早期不妊治療実施証明書（様式第2号）
- ③ 不妊治療費の領収書（原本）

※領収書原本に「早期不妊治療費助成申請済（滑川町）」のゴム印を押印しコピーをとった後お返しします。

- ⑤ 助成金の振込口座がわかるもの（夫婦どちらかの名義の口座）  
口座名義、口座番号、店番号の記載がある部分のコピー
- ⑥ 住民票及び戸籍謄本：滑川町に住民登録があり、申請書の同意があれば省略できます。  
※夫婦が別世帯で町外在住の場合は、町外在住の人の住民票と戸籍謄本が必要となります。  
※住民票は発行から3ヶ月以内の世帯全員及び続柄記載、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
- ⑦ 町税等の滞納がないことが確認できる書類：滑川町に住民登録があり、申請書の同意があれば省略できます。
- ⑧ 印鑑（朱肉を使うもの）

※埼玉県に助成申請した場合は、埼玉県不妊治療費助成事業助成金支給決定通知書（初回助成）の写しを提出してください。

※埼玉県不妊治療費助成事業不妊治療実施証明書の写しがあれば、②は省略可です。

## 助成金の交付について

審査の結果、「滑川町早期不妊治療費助成事業助成金交付・不交付決定通知書」を郵送いたします。助成決定の場合は指定された口座に助成金を振り込みます。不承認の場合はその理由を記載し通知いたします。

## その他

- ・助成金の交付申請をされた治療内容などで、助成金支給の可否の判断と不明な点がある時は、医療機関に問い合わせることがあるので、ご了承ください。
- ・虚偽その他の不正行為による助成金の交付を受けた場合は、助成金の一部または全額を返還していただきます。

## 不妊・不育症に関する県の相談窓口（祝・休日・年末年始を除く）

### ●埼玉県不妊専門相談センター

専門医が不妊に関する検査や治療等の医学的な相談（面接相談・予約制）にお応えします。

場所：川越市鴨田 1981 埼玉医科大学総合医療センター内

予約方法：下記の申込フォームに入力 電話番号：049-228-3674

<https://forms.gle/iG4DHd9qsGMi4BVF9>

電話対応時間：月～金曜日 15時～16時

### ●不妊・不育症・妊娠サポートダイヤル

助産師が不妊、不育症、妊娠に関し、電話でお話をお聞きします。

電話番号 048-799-3613

相談日時：月曜日及び金曜日 10時～15時 第1・3土曜日 11時～15時、16時～19時